

令和5年度 長崎市地域包括ケア推進協議会  
第1回 予防・生活支援部会

資料3

議題（3）重層的支援体制整備事業について

# 【国の取組み】

# 日本社会や国民生活の変化(前提の共有)

## 日本の福祉制度の変遷と現在の状況

- 日本の社会保障は、人生において典型的と考えられるリスクや課題を想定し、その解決を目的として、それぞれ現金給付や福祉サービス等を含む現物給付を行うという基本的なアプローチの下で、公的な保障の量的な拡大と質的な発展を実現してきた。
- これにより、生活保障やセーフティネットの機能は大きく進展し、社会福祉の分野では、生活保護、高齢者介護、障害福祉、児童福祉など、属性別や対象者のリスク別の制度が発展し、専門的支援が提供されるようになった。
- その一方で、個人や世帯が抱える生きづらさやリスクが複雑化・多様化(社会的孤立、ダブルケア・いわゆる8050)している。これらの課題は、誰にでも起こりうる社会的なリスクと言えるが、個別性が極めて高く、対象者別の各制度の下での支援の実践において対応に苦慮している。

### 〈共同体機能の脆弱化〉

- 地域のつながりが弱くなり支え合いの力が低下するとともに、未婚化が進行するなど家族機能が低下
- 経済情勢の変化やグローバル化により、いわゆる日本型雇用慣行が大きく変化  
血縁、地縁、社縁という、日本の社会保障制度の基礎となってきた「共同体」の機能の脆弱化

### 〈人口減による担い手の不足〉

- 人口減少が本格化し、あらゆる分野で地域社会の担い手が減少しており、例えば、近年大規模な災害が多発する中で災害時の支援ニーズへの対応においても課題となるなど、地域社会の持続そのものへの懸念が生まれている
- 高齢者、障害者、生活困窮者などは、社会とのつながりや社会参加の機会に十分恵まれていない

◆一方、地域の実践では、多様なつながりや参加の機会の創出により、「第4の縁」が生まれている例がみられる

◆一方、地域の実践では、福祉の領域を超えて、農業や産業、住民自治などの様々な資源とつながることで、多様な社会参加と地域社会の持続の両方を目指す試みがみられる

⇒制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整える新たなアプローチが求められている。

# 地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

## 平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。**
  - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
    - ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
    - ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
    - ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 同改正法の**附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。**
- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施しており、令和元年度は208自治体が事業を実施している。



## 地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。
  - 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。  
<最終とりまとめで示された方向性>
  - 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。**
    - I 断らない相談支援**      **II 参加支援**      **III 地域づくりに向けた支援**
- （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）  
世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）      等

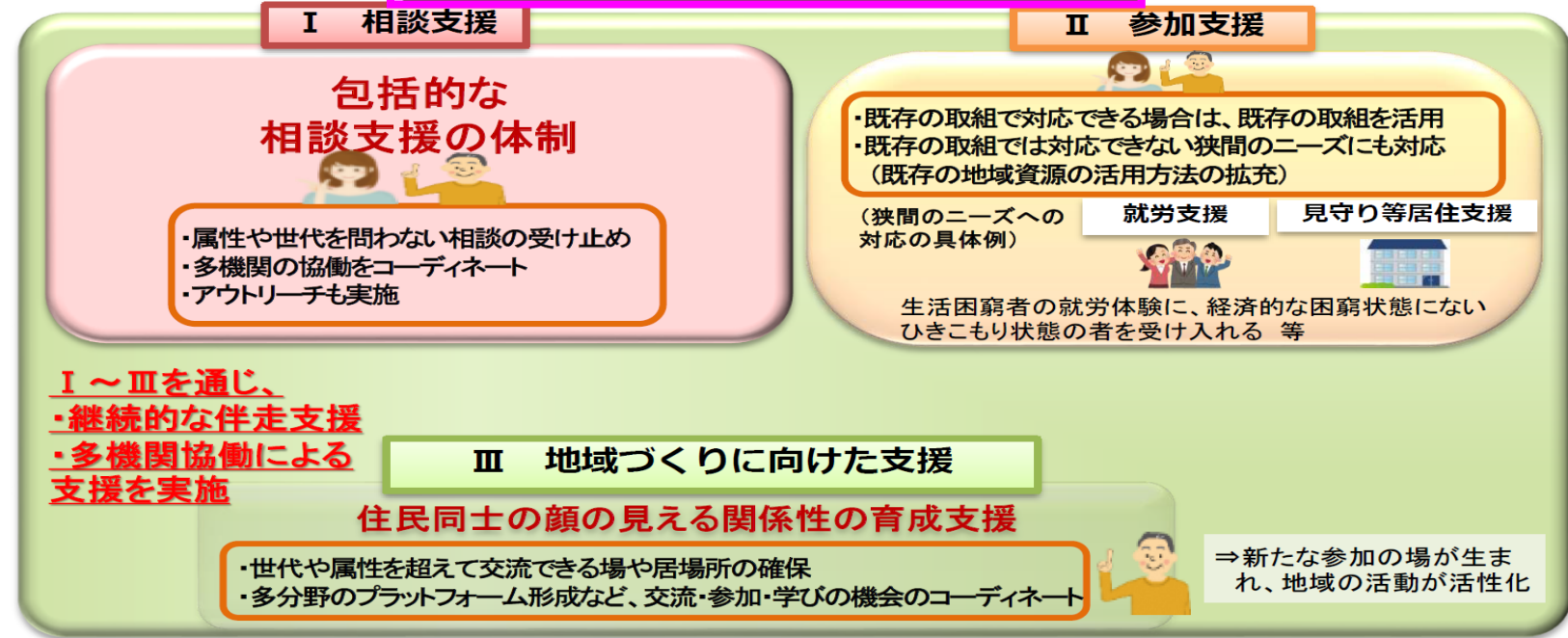
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。
  - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
  - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

## 社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

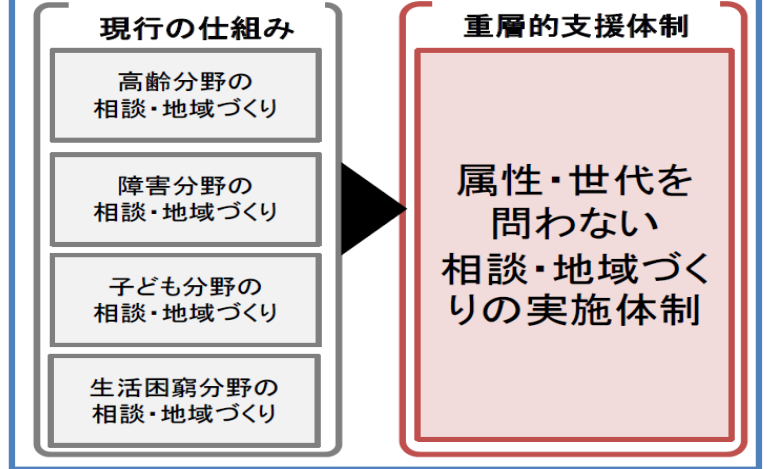
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

### 新たな事業の全体像



### 相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行**を行う。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。  
 (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する  
 (イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる  
 (ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

# 包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

## 包括的相談支援事業の目的

- 介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、包括的に相談を受けとめ、課題整理や必要な情報提供を行うとともに、他の支援機関等との連携した支援の実施等により、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備する。

### ● 包括的な相談の受けとめ

介護、障害、子育て、生活困窮分野の各相談支援事業者が、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービス等の情報提供等をおこなう。

### ● 他の支援機関等との連携した支援の実施

適切な相談支援事業者や各種支援機関と連絡を図りながら支援を行う

## 包括的相談支援事業者の取組

### ○ 包括的な相談の受け止め等

- ・ 包括的相談支援事業者は、相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う。
- ・ 当該相談支援事業者のみでは解決が難しい場合は、他の機関と連携して対応するほか、適切な機関につなぐ。

### ○ 包括的相談支援事業者から多機関協働事業者へのつなぎ

- 多機関協働事業へのつなぎ  
複合化・複雑化した支援ニーズを抱えているため、支援関係機関の役割分担を整理する必要のある事例等について多機関協働事業者に支援を依頼する。
- 重層的支援会議への参加  
多機関協働事業者が開催する重層的支援会議には原則として参加する。
- 多機関協働事業との連携  
多機関協働事業が支援にあたっている場合、連携して支援にあたる。
- 多機関協働事業からのつなぎ戻し  
支援関係機関間の役割分担等が定まった場合、包括的相談支援事業者を含む適切な支援につなぐ

# 多機関協働事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第5号)

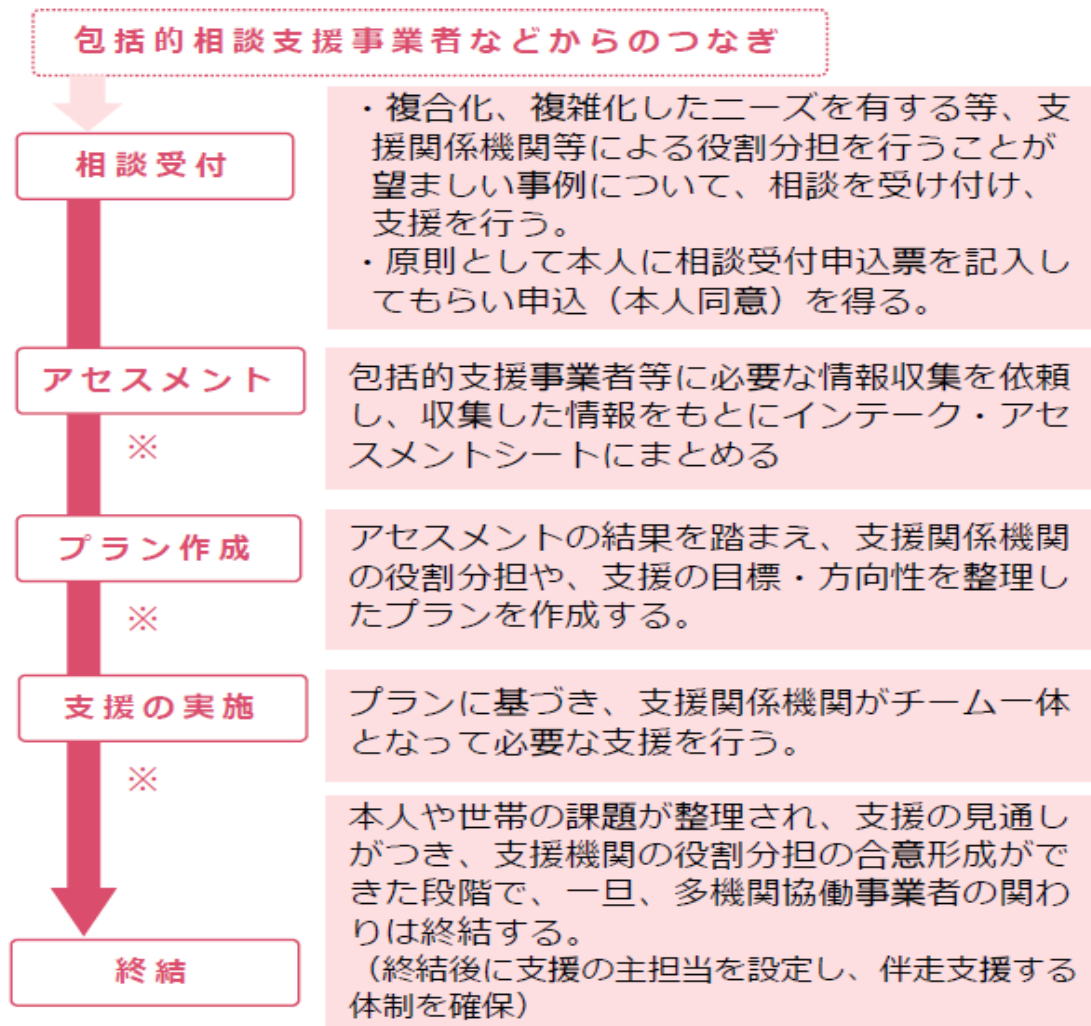
## 多機関協働事業の目的

- **市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する**  
多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。
- **重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす**  
重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。
- **支援関係機関の役割分担を図る**  
単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。  
※支援プランの作成(社会福祉法第106条の4第2項第6号)は、多機関協働事業と一体的に実施。

## 多機関協働事業の基本的な役割

- 多機関協働事業者は支援関係機関等からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して支援する。
- 支援関係機関の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。

## 多機関協働事業の事業内容(概略)



※ アセスメント、プラン作成、支援の実施、終結の判断等については、重層的支援会議において関係機関と議論した上で決定する。

# アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第4号)

## アウトリーチ等事業の目的

- **支援が届いていない人に支援を届ける**  
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける**  
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見つける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**  
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

## アウトリーチ等事業の基本的考え方

- 長期にわたりひきこもりの状態にあるなど、複雑化・複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人に支援を届けるための事業
- 本事業において支援する事例の多くは、本人とのつながりを形成すること自体が困難であることを踏まえ、本人と関わるための信頼関係の構築や、つながりの形成に向けた支援を行う。

## アウトリーチ等継続的支援事業の支援内容 (概略)

支援関係機関  
や地域住民等  
を通じた情報  
収集

潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。

事前調整

本人に同意を得る前の支援として、支援関係機関等からの情報収集や、見守り等の支援ネットワークの構築、本人と関わるためのきっかけ等を入念に検討する。

※ 必要に応じて、構成員に守秘義務がかけられた支援会議にてプラン等作成

関係性構築に  
向けた支援

本人やその世帯とのつながりを形成するために、手紙を置いたり、メールやチャット等でのやりとり、支援等の情報のチラシ等で情報提供するなどの継続的な対応を行う。

家庭訪問や  
同行支援

本人と出会えた後も、自宅から出ることが困難な者や他の支援関係機関等につながるものが困難な場合に、自宅への訪問や、必要な支援機関への同行支援などの支援を行う。

終結

本人にとって適切な支援関係機関や地域の関係者等につなぎ、それらの関係性が安定した段階で支援終結



# 参加支援事業とは (社会福祉法第106条の4第2項第2号)

## 参加支援事業の目的

- **社会とのつながりを作るための支援を行う**  
各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援(※)では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。
- **利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる**  
利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。  
また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。
- **本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う**  
本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。  
また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

※ 広義の「参加支援」は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見いだすために多様な接点を確保することを目的とした支援である。  
既存の事業としても、例えば、障害分野における就労継続支援B型事業や、生活困窮分野における就労準備支援事業などにおいて、参加支援に資する取組が行われている。

## 参加支援事業の支援内容(概略)

相談受付・  
プラン作成

重層的支援会議において事業の利用が必要と判断された者について相談受付を行った後、アセスメントを行い、本人の抱える課題を踏まえて、社会とのつながりや参加を支えるためのプランを作成

資源開発・  
マッチング

- ・ 本人のニーズに沿って支援メニューのマッチングを行う。
- ・ 支援メニューについては、参加支援事業者が社会資源に働きかける等、既存の社会資源の活用方法の拡充を図り、多様な支援メニューをつくる。
- ・ マッチングを行う場合に、受入先の状況もアセスメントした上でマッチングを行う。

定着支援・  
フォローアップ

- ・ 本人が新たな環境で居場所を見いだせるか、受入先等に定期的に訪問するなど一定期間フォローアップを行う。
- ・ 受入先に対しても、必要に応じて、本人との関わり方などに関して、本人と受入先の環境調整を行う。

終結

社会参加に向けて地域の資源等とのつながりができ、本人とつながり先との関係性が安定したと判断した段階で終結となる。  
※ 終結後も定期的な連絡を行うなど、つながりを維持に向けた働きかけを行う。

## 地域づくりに向けた取組① – 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備 –

### 基本的な考え方

- 血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティネットの充実を図っていく必要がある。
- 既存制度に基づく拠点を包含する事業（※）であり、各制度の基準を満たす場において、各制度が対象としている高齢者・障害者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていく。  
（※）包括化の対象事業……【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業、【障害】地域活動支援センター事業、【子ども】地域子育て支援拠点事業、【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業
- 各拠点が担う役割を決定する際には、支援ニーズや市町村全体の資源等の把握等を行い、地域住民や支援関係機関等の関係者で議論する場を設けることが重要。

### 支援の展開

#### □ 既存の拠点等の利活用

- ・ 個別の拠点単位で見ると、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、各個別制度では直接に対象としていない者も利用できる多世代・多属性の活動の場として運営することも可能。  
※ 個々の拠点内の空間・時間で区分する（部屋を使い分ける・スペースを区切る、日・時間帯を分ける等）などの工夫により、既存制度による対象者別の場の長を保ちつつ、多機能化する方法も考えられる。
- ・ 市町村全体で、すべての住民を対象として居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。  
※ 市町村の中では、従前通りの特定の属性や世代に特化したかたちを維持する拠点と、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在することも考えられる。

#### □ 新たな場の確保

※ 以下の内容はあくまでも例示であり、地域性を活かした創意工夫による実施・運営が重要

- ・ 多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない居場所や交流の場を新設することも可能。
- ・ 民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結、または他省庁取組として実施されている活動（例 小さな拠点、空き家再生等推進事業）等と連携させるなど柔軟な創意工夫により、既存の場が持つ役割を拡張するといった手法も考えられる。

### 基本的な考え方

#### 【コーディネーターに求められる役割】

- 地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にかかけあう関係性が地域で生まれるよう促していく。
- 地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目した環境整備が図れるよう、これまではつながりの薄かった異なる分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要である。
- 地域の中に多様な活動や選択肢が存在していることが重要であり、地域づくり事業の展開において既存の地域住民による取組の継続を妨げることがないように留意する必要がある。

### 支援の展開

- 地域において実施されている事業や活動等を把握し、分野横断的な取組の展開を図る
  - ・ 啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくりを支えていく。（「場」については、必ずしも拠点を指すものではなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態があり得る）
  - ・ 現存する地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値を正当に評価する機会（発表会や表彰式等）を持つことが相互理解を深め、有用感や継続性を高めることにつながる。
- 各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し、連携を強化することで市町村全体がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を整備する。特に、既存のコーディネート人材の活用も重要であるが、対象拡大等の業務負担を勘案した体制づくりが必要となる。
- 既存の事業や活動等においてコーディネーター的な役割を担う人材同士（例 集落支援員、地域おこし協力隊）がつながり、目的や機会を共有することにより、取組を発展させるという視点も重要である。

### 基本的な考え方

- 実施市町村においては、①多様な場・居場所づくりや、②地域活動等のコーディネートなど、地域づくりに向けたプロセスの活性化や発展のため、**分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会となるプラットフォーム**の形成を意識。
- 様々な関係者が、互いの強みを持ち寄り、互いの目指す方向性や社会資源を共有し学びあうことにより、それぞれの弱みを補いあうだけでなく、地域における活動の継続性を高め、既存の活動を活性化することにつながる。
- こうした地域の“プラットフォーム”は、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場も活用して整備していくことが求められる。

### プラットフォームに求められる役割

#### □ フィールドワークによる地域の人と資源の確認

- 地域づくりは、**地域に「ある」ものを活かす視点が不可欠**
- 地域住民や活動している団体等とフラットな関係を気づく中で、地域の人や資源（人・場・活動・サービス・情報等）の現状を確認することが必要。
- **既に住民のつながり、支え合いにつながる活動が行われている場合は、活動内容と価値を共有**し、学ぶ機会（例 住民を含む協議の場等）を設け、重要性・価値感を共有する。

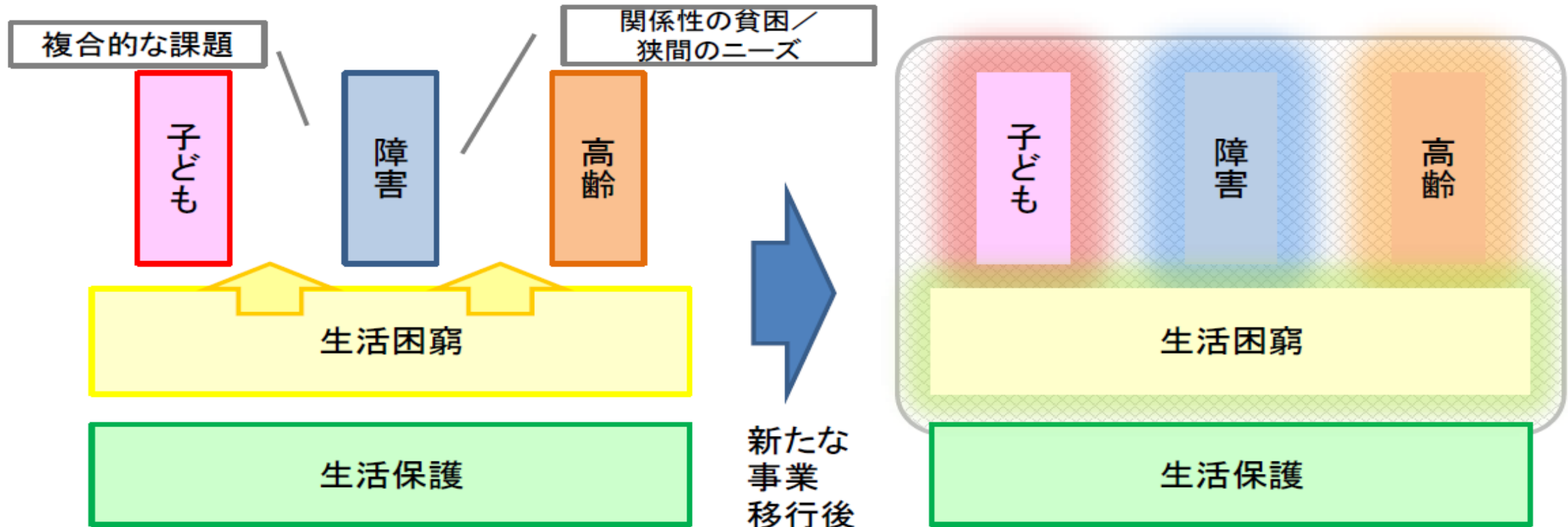
※ 制度や事業等の特定の枠組みを当てはめようとするのではなく、現在の活動の形や問題意識を尊重することが重要

#### □ 様々な分野が集い、関係性を深めるための場（プラットフォーム）の設定

- **地域の多様な主体が情報交換、協議をすることができる機会を設定することにより**、人、場、活動、サービス、情報等の地域の資源がつながり、活動の継続や発展を促すことにつながる。
- 福祉分野に限らず、様々な分野の活動が出会い、新たな気づきを得て、アクションが起きやすい環境を整備するためには、地域や暮らしを構成する幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネート機能が求められる。

# 重層的支援体制整備事業の意義

- 市町村全体の支援関係機関で「包括的な支援体制」を構築できるようにする。  
※新しい「窓口」をつくるものではない
  - すべての住民を対象に
  - 既存の支援関係機関を活かしてつくる
  - 継続的な伴走支援に必要な「協働の中核」「アウトリーチ等の継続的支援」「参加支援」の機能を強化
- 支援体制に必要な費用について、各分野統一して「重層的支援体制整備事業」を実施するための費用として財政支援を行う。
  - 各分野で定められた相談支援機関の機能を越えた支援が可能となる。
- これまでも各分野ごとに包括的かつ継続的な支援を指向してきたところであるが、今一度地域共生の理念を共有し、支援関係機関の連携し市町村全体の包括的な支援体制の構築に取り組むことで、多様な分野と連携したソーシャル・ワーク・仕組みづくりを一層充実させることができる。



# 令和5年度 重層的支援体制整備事業 実施予定自治体（R4.11時点）

北海道	旭川市	埼玉県	川越市	福井県	福井市	滋賀県	彦根市	岡山県	岡山市			
	七飯町		越谷市		敦賀市		長浜市		美作市			
	妹背牛町		狭山市		あわら市		草津市		呉市			
	鷹栖町		草加市		越前市		守山市		三原市			
	津別町		桶川市		坂井市		甲賀市		東広島市			
	厚真町		ふじみ野市	甲州市	野洲市		廿日市市					
	音更町		川島町	松本市	高島市		宇部市					
	鹿追町		鳩山町	飯田市	米原市		長門市					
	広尾町		船橋市	伊那市	竜王町		高松市					
	幕別町		柏市	飯綱町	長岡京市		さぬき市					
青森県	鯉ヶ沢町	市川市	岐阜市	京都府	豊中市	愛媛県	宇和島市					
岩手県	盛岡市	千葉県	木更津市	関市	大阪府	高槻市	高知県	高知市				
	遠野市		松戸市	熱海市		枚方市		本山町				
	矢巾町		市原市	函南町		八尾市		中土佐町				
	岩泉町		香取市	岡崎市		東大阪市		黒潮町				
仙台市	八王子市	豊田市	富田林市	久留米市								
宮城県	涌谷町	東京都	墨田区	半田市		兵庫県	高石市	福岡県	大牟田市			
	能代市		大田区	春日井市			交野市		八女市			
	大館市		世田谷区	豊川市			大阪狭山市		糸島市			
	湯沢市		渋谷区	稲沢市			阪南市		岡垣町			
	由利本荘市		中野区	東海市			太子町		佐賀市			
大仙市	豊島区		大府市	姫路市	大津町							
山形県	山形市		立川市	知多市	奈良県		熊本県	大分県	益城町			
	福島市		調布市	豊明市					明石市	中津市		
福島県	須賀川市		国分寺市	長久手市					奈良県	189自治体	宮崎県	津久見市
	茨城県		土浦市	狛江市								東浦町
		古河市	西東京市	美浜町		加東市						杵築市
		那珂市	鎌倉市	武豊町		奈良市						九重町
栃木県	宇都宮市	藤沢市	四日市市	和歌山県		宮崎県						宮崎県
	栃木市	小田原市	伊勢市						三郷町		小林市	
	市貝町	茅ヶ崎市	松阪市						川上村		日向市	
	野木町	秦野市	桑名市						和歌山市		三股町	
	野木町	秦野市	名張市		和歌山市							
群馬県	太田市	富山県	富山市	鳥取県	鳥取県	189自治体	倉吉市					
	館林市		氷見市				鳥羽市	智頭町				
	みどり市	金沢市	いなべ市				北栄町					
	上野村	小松市	志摩市				松江市					
	みなかみ町	能美市	伊賀市				出雲市					
	玉村町		御浜町	大田市								
				島根県	美郷町							
					吉賀町							

# 令和5年度 重層的支援体制整備事業への移行準備事業 実施自治体（令和5年7月時点）

都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名	都道府県名	市町村名				
北海道	釧路市	埼玉県	さいたま市	山梨県	山梨市	大阪府	大阪市	徳島県	小松島市	大分県	大分市				
	黒松内町		川口市		南アルプス市		堺市		阿南市		別府市				
	京極町		行田市		中央市		貝塚市		上勝町		日田市				
	東川町		鴻巣市		長野市		河内長野市		北島町		佐伯市				
	斜里町		久喜市		岡谷市		箕面市		丸亀市		宇佐市				
	白老町		北本市		朝ヶ根市		熊取町		坂出市		豊後大野市				
	本別町		富士見市		小海町		千早赤阪村		綾川町		由布市				
	厚岸町		吉川市		下森坊町		西宮市		琴平町		国東市				
青森県	平内町	千葉県	白岡市	長野県	富士見町	兵庫県	西脇市	香川県	伊予市	大分県	日出町				
	今別町		千葉市		原村		川西市		四国中央市		玖珠町				
	蓮田村		野田市		箕輪町		小野市		愛媛県		愛南町				
	外ヶ浜町		君津市		飯島町		三田市		高知県		室戸市	えびの市			
	西目屋村		浦安市		中川村		丹波篠山市				安芸市	高鍋町			
	藤崎町		袖ヶ浦市		松川町		豊父市				須崎市	都農町			
	大舘町		中央区		大塚市		丹波市				四万十市	門川町			
	田舎館村		文京区		惠那市		たつの市				香南市	美郷町			
板柳町	品川区	美濃加茂市	桜井市	奈半利町	木城町										
釜石市	目黒区	都上市	生駒市	北川村	鹿児島市										
東松島市	杉並区	海津市	宇陀市	馬路村	鹿屋市										
宮城県	富谷市	東京都	練馬区	岐阜県	神戸町	奈良県	高取町	高知県	土佐町	鹿児島県	いちき串木野市				
	大河原町		葛飾区		安八町		高取町		いの町		志布志市				
	鹿角市		江戸川区		坂祝町		明日香村		仁淀川町		中種子町				
にかほ市	三鷹市		静岡市		王寺町		佐川町		大和村						
井川町	青梅市		浜松市		吉野町		越知町		宇津村						
大湖村	町田市		富士市		大淀町		日高村		和泊町						
鶴岡市	小金井市		焼津市		下市町		四万十町		知名町						
酒田市	小平市		藤枝市		橋本市		北九州市		沖縄県		沖縄市				
天童市	国立市	御殿場市	八頭町	福岡市	うるま市										
遊佐町	福生市	伊豆市	湯梨浜町	飯塚市	260自治体	飯塚市									
会津若松市	多摩市	長泉町	琴浦町	筑後市		大川市									
郡山市	平塚市	小山町	日吉津村	大川市		小都市									
いわき市	厚木市	吉田町	益田市	倉敷市		古賀市									
喜多方市	新潟市	名古屋	倉敷市	宗像市		うきは市									
川俣町	三島市	豊橋市	笠岡市	古賀市		上峰町									
只見町	柏崎市	一宮市	総社市	うきは市		長崎市									
三春町	見附市	蒲郡市	矢掛町	大刀洗町		佐世保市									
楮葉町	村上市	犬山市	西栗倉村	美咲町		平戸市									
日光市	関川村	小牧市	美咲町	廣島市		五島市									
栃木県	那須塩原市	神奈川県	高岡市	和歌山県	鳥取県	鳥取県	福岡県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	上峰町			
	さくら市		射水市									阿久比町	広島市	長崎市	宇土市
	那須烏山市		白山市									鈴鹿市	竹園市	尾道市	宇城市
	下野市		野々市市									紀宝町	福山市	福山市	西海市
	上三川町	藤山	大津市	近江八幡市	大竹市	佐々町									
	芳賀町	鶴江市	小牧市	栗東市	府中町	山鹿市									
	壬生町	美浜町	阿久比町	湖南市	坂町	菊池市									
	高根沢町	埼玉県	三重県	滋賀県	広島県	山口県	山口県	熊本県	熊本県	熊本県	熊本県	宇土市			
那珂川町	高岡市											東近江市	豊郷町	山口市	宇城市
桐生市	射水市											京都市	京都市	美祿市	天草市
東高妻町	高岡市											福知山市	福知山市	福知山市	合志市
明和町	野々市市											舞鶴市	舞鶴市	舞鶴市	菊陽町
千代田町	藤山											亀岡市	亀岡市	亀岡市	西原村
	美浜町											京丹後市	京丹後市	京丹後市	御船町
	美浜町											精進町	精進町	精進町	嘉島町
	精進町	精進町	精進町	精進町	山都町										
	精進町	精進町	精進町	精進町	相良村										

# 【長崎市の取組み】



# 多機関型包括的支援体制構築事業

- ・ 少子高齢化や単身世帯の増加、地域のつながりの希薄化などが進み、福祉ニーズも多様化、複雑化してきている中、高齡、障害、子育て、生活困窮など多分野・多機関に渡る福祉分野に関連する相談に、ワンストップで対応するための相談窓口(多機関型地域包括支援センター)を設置し、福祉分野に関連する複合的な課題を抱える者へ適切な支援を提供する。
- ・ 本事業は地域共生社会の実現に向けた国のモデル事業として開始し、事業運営については地域包括支援センターを運営する法人（2箇所）へ委託して実施。
- ・ 平成28年10月から実施。

令和5年度 国庫補助率：事業費の3／4（生活困窮者就労準備支援事業費補助金）

重層的支援体制整備事業への移行準備事業(多機関協働・アウトリーチ支援・参加支援 実施)

## 現状

- ・ 人口減少・少子高齢化
- ・ 単身世帯の増加
- ・ 地域のつながりの希薄化
- ・ 福祉ニーズの多様化・複雑化
- ・ 分野別の相談支援体制

## 課題

- ・ 単独の相談機関では対応できない
- ・ 複合的な課題への分野横断的な対応
- ・ 制度の狭間などで適切な支援が受けられていない

## 対応

- ・ 相談受付の包括化（ワンストップ窓口）
- ・ アウトリーチ（伴走型支援）
- ・ 適切なアセスメントと支援のコーディネート
- ・ 地域ごとの相談支援ネットワーク構築
- ・ 地域全体で支える体制づくり

# 重層的支援体制整備事業として一体的に実施する事業

相談支援

	事業名	長崎市該当業務	社会福祉法の事業根拠	事業費負担割合	長崎市の所管課
高齢	地域包括支援センターの運営 (介護保険法第115条の45第2項第1～3号)	地域包括支援センターが委託を受けて実施する次の業務 ○総合相談・支援業務 ○権利擁護業務 ○包括的・継続的ケアマネジメント業務	第106条の4第2項第1号イ	国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 一号保険料 23/100	福祉部 高齢者すこやか支援課
障害	障害者相談支援事業 (障害者総合支援法第77条第1項第3号)	○基幹相談支援センター等機能強化事業 ○住宅入居等支援(居住サポート)事業 ○障害者相談支援事業所(※)	第106条の4第2項第1号ロ	国 50/100以内 都道府県 25/100以内	福祉部 障害福祉課
子育て	利用者支援事業 (子ども・子育て支援法第59条第1号)	子育て世代包括支援センター (母子保健型)	第106条の4第2項第1号ハ	国 1/3以内 都道府県 1/3以内	こども部 子育てサポート課
困窮	自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援法第3条第2項)	自立相談支援事業 (長崎市生活支援相談センターによる相談支援)	第106条の4第2項第1号ニ	国 3/4	中央総合事務所 生活福祉2課

地域づくり

高齢	一般介護予防事業 (介護保険法第115条の45第1項第2号)のうち厚生労働大臣が定めるもの	○地域活動支援事業 (1) 介護予防ボランティア養成事業 (2) 地域支援ボランティアポイント事業 ○生活・介護支援サポーター事業 (1) 高齢者ふれあいサロンサポーター養成事業 (2) 施設ボランティア養成講座	第106条の4第2項第3号イ	国 25/100 都道府県 12.5/100 市町村 12.5/100 一号保険料 23/100 二号保険料 27/100	福祉部 高齢者すこやか支援課  各総合事務所 地域福祉課
	生活支援体制整備事業 (介護保険法第115条第2項5号)	生活支援体制整備事業	第106条の4第2項第3号ロ	国 38.5/100 都道府県 19.25/100 市町村 19.25/100 一号保険料 23/100	福祉部 地域包括ケアシステム推進室
障害	地域活動支援センター事業 (障害者総合支援法第77条第1項9号)	地域活動支援センター機能強化事業(※)	第106条の4第2項第3号ハ	国 50/100以内 都道府県 25/100以内	福祉部 障害福祉課
子育て	地域子育て支援拠点事業 (子ども・子育て支援法第59条第9号)	子育て支援センター運営	第106条の4第2項第3号ニ	国 1/3以内 都道府県 1/3以内	こども部 こども政策課
困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業 (「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」3-(4)-シ-(オ))	生活困窮者支援のための地域づくり事業	第106条の4第2項第3号柱書	国 1/2以内	中央総合事務所 生活福祉2課

参加支援

新規	参加支援 ※地域資源と対象者との間を取持つ機能を強化し、既存制度では対応できない狭間のニーズに対応	多機関型包括的支援体制構築事業	第106条の4第2項第2号	国 2/4 都道府県 1/4 ※R6~ 市町村 1/4  移行準備事業上限額：37,300千円  ↓ +18,700千円 本事業上限額：56,000千円	福祉部 地域包括ケアシステム推進室
	アウトリーチ等を通じた継続的支援		第106条の4第2項第4号		
	多機関協働		第106条の4第2項第5号		
	支援プラン作成 ※支援プラン作成は、多機関協働と一体的に実施		第106条の4第2項第6号		

本事業に移行後も事業費の負担割合等は変更なし

本事業に移行後は  
交付金の上限額が増

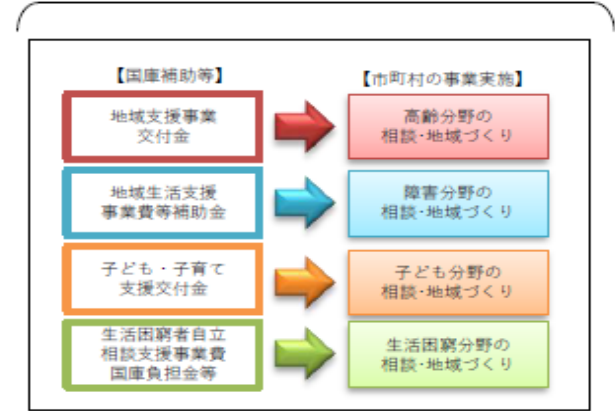
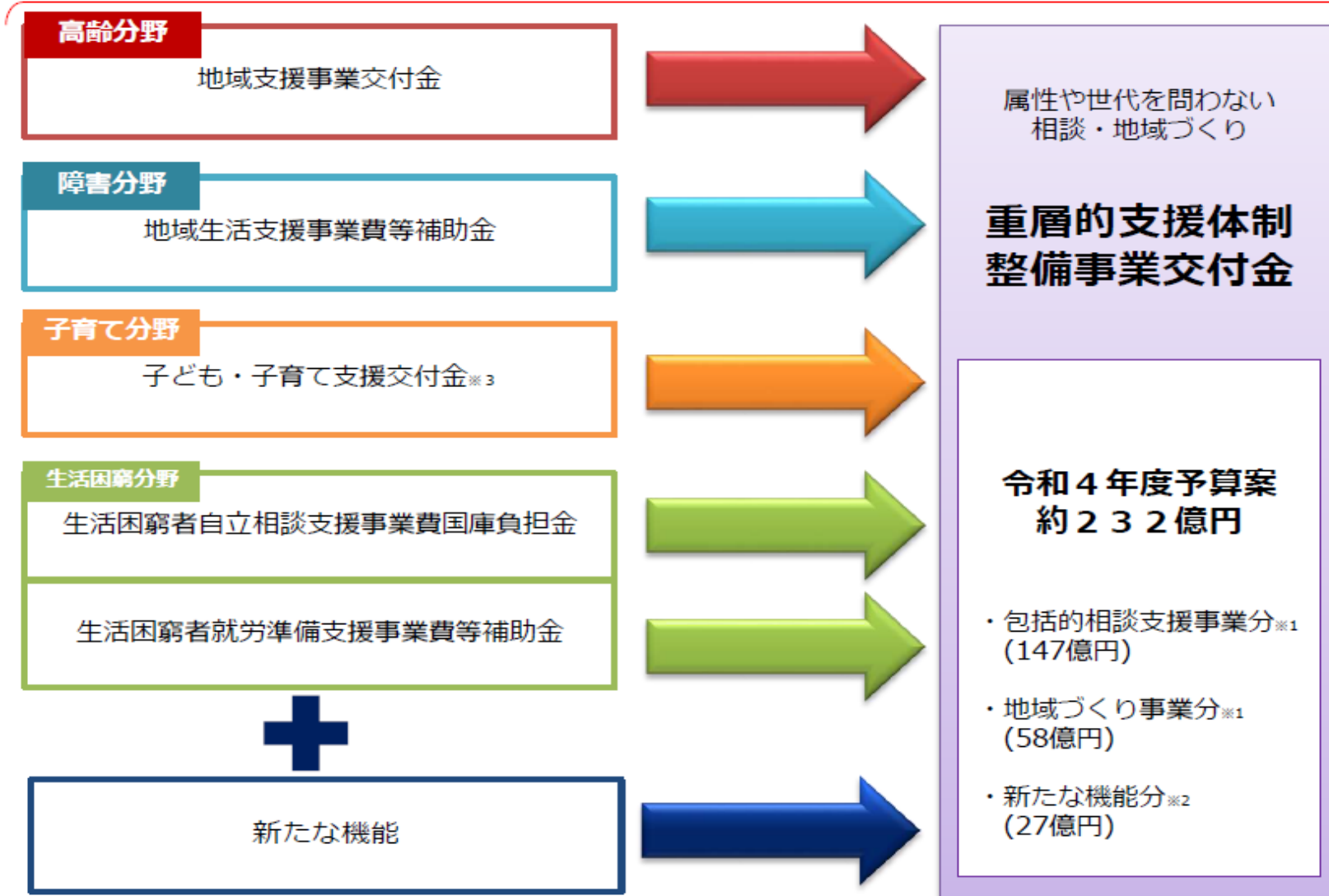
※ 障害者相談支援事業所(市内5箇所)については、財源が地方交付税のため、交付金算定の対象外  
 ※ 地域活動支援センター事業については、基本事業の財源が地方交付税のため、機能強化事業のみが交付金算定の事業

# 重層的支援体制整備事業交付金について

○重層的支援体制整備事業交付金は、高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援や地域づくりにかかる既存事業<sup>※1</sup>の補助金等を一体化するとともに、多機関協働、アウトリーチ等を通じた継続的支援、参加支援といった新たな機能<sup>※2</sup>を追加して一括して交付する。

重層的支援体制整備事業（実施は市町村の任意）

（参考：現行の仕組み）



## <※1 既存事業について>

- 包括的相談支援事業
  - ・高齢（地域包括支援センターの運営）
  - ・障害（基幹相談支援センター等機能強化事業等）
  - ・子育て（利用者支援事業）
  - ・生活困窮（生活困窮者自立相談支援事業、福祉事務所未設置町村による相談事業）
- 地域づくり事業
  - ・高齢（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業）
  - ・障害（地域活動支援センター機能強化事業）
  - ・子育て（地域子育て支援拠点事業）
  - ・生活困窮（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）

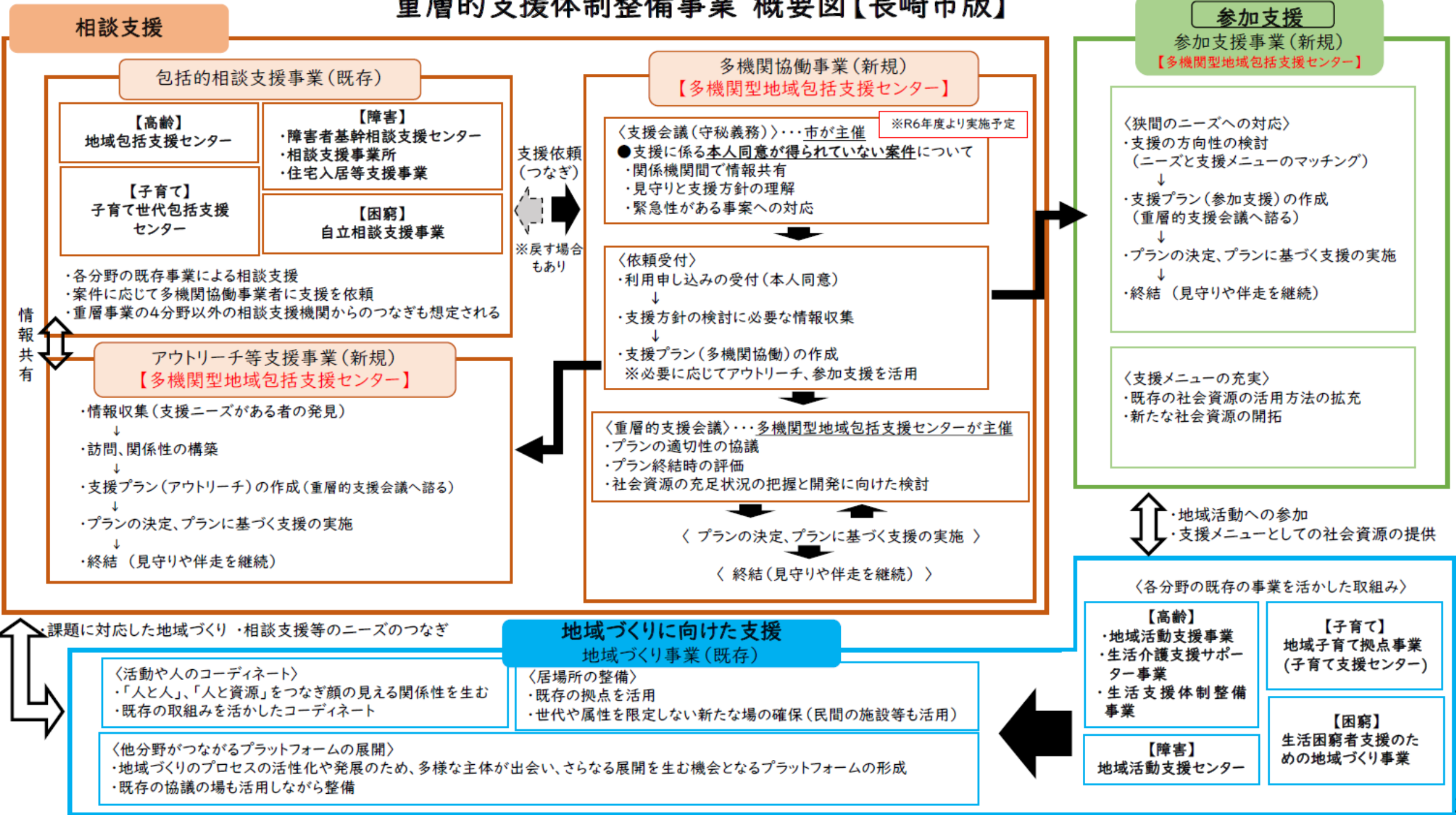
## <※2 新たな機能について>

- ・多機関協働事業
- ・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・参加支援事業

## <※3 子育て分野の予算計上について>

- ・子ども・子育て支援交付金は内閣府計上
- ・重層的支援体制整備事業交付金については、内閣府から予算を移管し、厚生労働省へ計上

# 重層的支援体制整備事業 概要図【長崎市版】



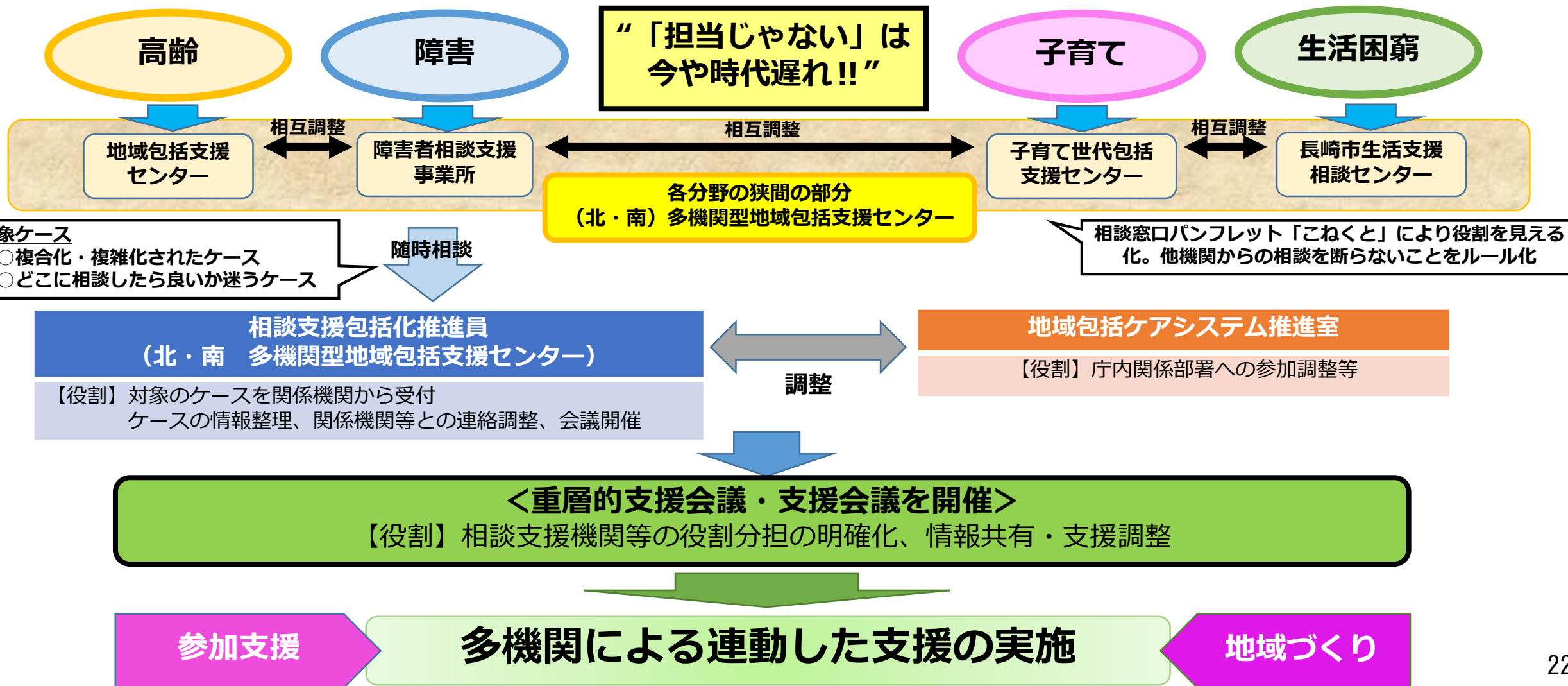
# 重層的支援体制整備事業における長崎市の取組み

事業名	事業概要	長崎市における多機関型地域包括支援センターの取組み
包括的相談支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第1号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める</li> <li>・支援機関のネットワークで対応する</li> <li>・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重層的支援会議の主催や相談支援包括化推進会議、関係機関の会議に参加し、世帯支援の視点で支援をコーディネート（何から解決すべきか、支援者がいない家族はどうするかなど）し、必要な支援や相談先につなぐ</li> <li>・長崎市自殺対策実務者連絡会議における庁内26課及び外部2関係機関（長崎市生活支援相談センター、多機関）との困りごと相談連絡票（福祉版）による相談の受け入れ</li> <li>・特別滞納整理室と収納課が実施している困りごと相談連絡票（債権版）による相談の受け入れ</li> </ul>
参加支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第2号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会とのつながりを作るための支援を行う</li> <li>・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる</li> <li>・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こころ未来高校 校内居場所カフェ：空き教室等を利用して定期的に開設し、個別支援・退学予防・社会的孤立を防ぐ支援や高校生への「社会に出てから役立つ授業」の実施</li> <li>・琴海中学校における居場所づくり：普段から教師、親以外の大人と交流できる場を校内に設けて、不登校などの改善や潜在的ニーズの掘り起こしを行う</li> <li>・8050問題を把握し、特に支援機関の少ない50へ、既存の社会資源に働きかけ、サービスや支援の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援メニュー作りに取り組む。</li> <li>・子ども食堂を通じて子供の食育や居場所づくり、それを契機として高齢者や障害者を含む地域住民の交流拠点となるような支援を実施。</li> </ul>
地域づくり事業 （社会福祉法第106条の4第2項第3号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する</li> <li>・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする</li> <li>・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域でできそうな支援や支援体制については、相談支援包括化推進会議（既存の地域のネットワーク会議での情報提供含む）で協議していく（例：三重地区子ども支援ネットワーク）</li> <li>・専門職向けのパンフレット・事例集（福祉の懸け橋）の改訂、CONNECTの発行</li> <li>・高齢・障害・子ども・地域の相談窓口・サービス等記載の社会資源マップの作成</li> </ul>
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第4号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援が届いていない人に支援を届ける</li> <li>・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける</li> <li>・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・潜在的なニーズを早期に発見するために、支援関係機関や、地域住民等と連携し、これらのつながりの中から相談や課題を抱えた人を把握する。</li> <li>・本人同意がない場合や引きこもりの事例の場合に、直接自宅等へ訪問し、本人との関係性の構築を行う。</li> </ul>
多機関協働事業 （社会福祉法第106条の4第2項第5号）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する</li> <li>・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす</li> <li>・支援関係機関の役割分担を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援関係機関（地域包括支援センターや居宅、医療機関等）からつながれた、複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例等に対して重層的支援会議等を通して支援のコーディネートをする。</li> </ul>

# 複合課題を解決するまでの流れ（包括的相談支援体制）

- 各相談機関でこれまで培ってきた各分野の専門性を活かしながら、それぞれの相談機関が連動し、全世代を対象とする「多機関型地域包括支援センター」が複合化・複雑化されたケースに対応をしていく。
- 複数の制度に基づくサービスの組み合わせを多機関型地域包括支援センターが中心となって調整することで、世帯にとって最適なサービスを提供する。

## どの機関に相談があっても、市全体で受け止める相談体制



# 支援会議（法106条の6）の実施について

## 支援会議の目的

- 本人の同意が得られないために、支援関係機関等の情報共有や役割分担が進まない事案、予防的・早期の支援が必要にも関わらず体制整備が進まない事案などに対して、必要な支援体制に関する検討を行うため、**会議の構成員に守秘義務が課される支援会議を設置**する。

## 支援会議の内容

- 構成員同士が潜在的な課題を抱える人に関する情報の共有等を行うことを可能とし、**支援関係機関がそれぞれ把握していながら支援が届いていない事例の情報共有や、必要な支援体制の検討**を行う。
- 支援会議の構成員の役割は次のとおり。
  - ・ 気になる事例の情報提供・情報共有
  - ・ 見守りと支援方針の理解
  - ・ 緊急性がある事案への対応 等

## 支援会議の構成員

- 支援会議の構成員は次に掲げる者などが想定される。
  - ・ 自治体職員（福祉、就労、税務、住宅、教育等）
  - ・ 重層的支援体制整備事業の支援機関の支援員
  - ・ その他の支援関係機関の相談支援員
  - ・ サービス提供事業者
  - ・ 就労、教育、住宅その他の関係機関の職員
  - ・ 社会福祉協議会、民生・児童委員、地域住民など
- ※ 公的サービスの提供機関、介護や医療サービス提供事業者、ガス・電気等の供給事業者、新聞配達所、郵便局など、住民の変化に気づくことができると考えられる機関も構成員とする 것도重要
- 情報共有を行う対象者ごとにその関係者の範囲が異なることから、案件や開催時期等によって支援会議の構成員を変えることも可能

# 重層的支援会議について

## 重層的支援会議の目的・役割

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業による支援が適切かつ円滑に実施されるために開催するものであり、次の3つの役割を果たす。

### プランの適切性の協議

多機関協働事業が作成したプラン（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）について、市町村・支援関係機関が参加して、合議のもとで適切性を判断する。

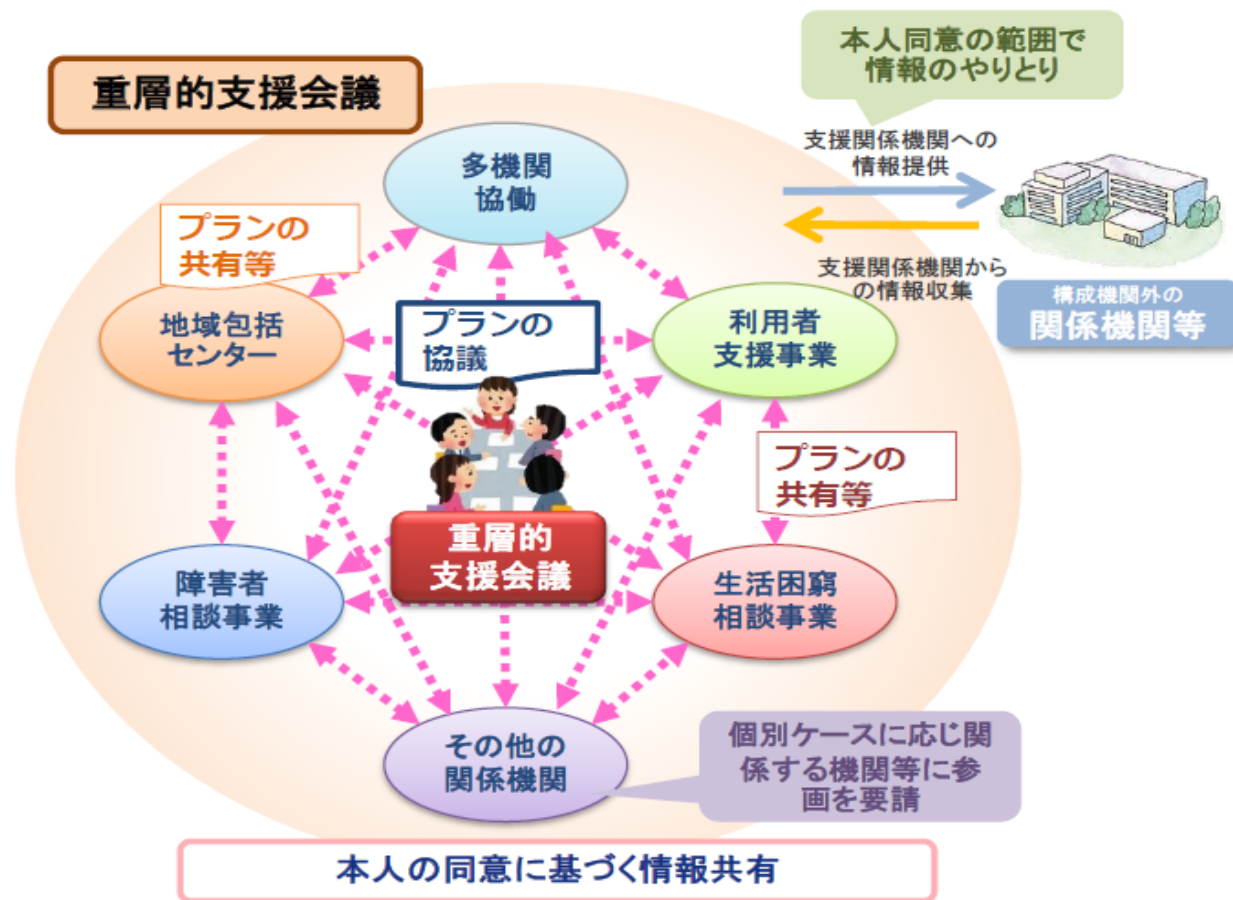
### プラン終結時の評価

多機関協働事業が作成したプラン終結時（参加支援事業、アウトリーチ等継続支援事業が作成したプランも含む）において、支援の経過と成果を評価し、支援関係機関の支援を終結するかどうか検討する。

### 社会資源の把握と開発に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、地域の課題として位置づけ、社会資源の開発に向けた取り組みを検討する。

※ 重層的支援会議の中で十分な検討が困難な場合も考えられるため、重層的支援会議においては、課題の整理や認識の共有にとどめ、社会資源の開発は別に協議の場を設けることも考えられる。



### 【個人情報の取扱い】

重層的支援会議においては、相談者本人に対する具体的な支援の提供方法等について協議するものであることから、協議の対象となるケースについては、個人情報について関係機関との共有を図ることについて本人同意を得ることとする。



# 重層的支援会議と支援会議

## これまで

### 高齢分野

個別のケア会議  
例) 自立支援型ケア会議

### 障害分野

個別のケア会議  
例) 自立支援協議会

### 子ども分野

個別のケア会議  
例) 要保護児童対策地域協議会

### 生活困窮分野

個別のケア会議  
例) 支援調整会議

複合的な課題のある世帯のケースがあっても、それぞれの分野で話し合いをするのみで、各分野の連携が取りづらい



複合的な課題があるケース

## これから

※これまで同様、それぞれの分野で対応可能な事例については本会議に挙げる必要はない。

### 高齢分野

### 障害分野

### 子ども分野

### 生活困窮分野

重層的支援会議・支援会議

複合的な課題があるケースについて必要な分野で会議を行うことが出来る。  
本人の同意がないケースでも守秘義務を設けた上で情報共有をすることができる(支援会議)



# 重層的支援会議と支援会議 開催におけるルール



会議中

- 1 会議開催にあたっては、(北・南)多機関型地域包括支援センターが主催する
- 2 ケースの提出は基本的に(北・南)多機関型地域包括支援センターとする。
- 3 包括的相談支援事業所(地域包括支援センター、相談支援事業所、子育て世代包括支援センター、長崎市生活支援相談センター)が対応するケースで複合化・複雑化されたケースについては、一旦多機関型地域包括支援センターに相談し、多機関型地域包括支援センターがケースを提出する形とする。相談元も会議へ参加する。
- 4 ケースの有無に応じて随時開催していく
- 5 重層的支援会議と支援会議の振り分けは、基本的に本人の同意があれば重層的支援会議、本人の同意がなければ支援会議とする。
- 6 参加者は多機関型地域包括支援センターと行政(地域包括ケアシステム推進室、地区担当の総合事務所保健師(精神疾患の場合は地域保健課))は必須として、ケースに必要な分野の各関係機関とする。

## モデル事業から重層的支援体制整備事業への移行準備事業における効果①

平成28年10月より多機関型地域包括支援センターを設置したことにより、以下のような効果が得られた。

- 1) 世帯として課題を抱えているケースが顕在化された
- 2) 個人から世帯全体の課題として捉えるように視点が変わった
- 3) 制度の狭間により支援を受けられない人の対応が可能となった
- 4) 1つの機関だけでなく、複数の機関で検討するように意識が変わった
- 5) 福祉分野だけでなく、教育部門や税部門等と連携が取れるようになった
- 6) 地域住民との関係性の構築が進んだ
- 7) 庁内各課の事業が見える化された など

## モデル事業から重層的支援体制整備事業への移行準備事業における効果②

平成28年10月より多機関型地域包括支援センターを設置したことにより、対応できるようになったケース

- 1) 手帳を有していない精神障がい者などがいる世帯のケース
- 2) 8050問題
- 3) ひきこもり状態にある方・社会的孤立のケース（アウトリーチ）
- 4) 本人の同意がなかなか取れないケース
- 5) SOSの発信がないケース
- 6) ゴミ屋敷のケース
- 7) アルコール問題を有しているケース
- 8) 親亡き後の障がい者のケース            など